

情 個 審 答 申 第 9 号
平成 2 7 年 2 月 1 8 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 1 7 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 5 年 9 月 2 5 日付け、平成 2 5 年度諮問第 5 号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

熊本駅周辺整備に関するトップ会議に係わる文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

別 紙

諮問第5号

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成18年10月開催から平成22年3月開催までの「在来線熊本駅舎デザイン・トップ会議」各出席者の発言等のわかる資料（以下「本件文書Ⅰ」という。）、「在来線熊本駅舎デザイン・トップ会議」の決定権限事項を受けて、誰が最終的に決定権を持ち、執行の権限はどのような法的根拠等に基づいて、最終決定と見なされるのか具体的にわかる法令、熊本県・市条例等の資料（以下「本件文書Ⅱ」という。）、この場合、熊本県市の都市計画審議会、環境影響審査会審議会への審議を経ずして最終決定とすることができる諸条例、慣習等の具体的にわかる資料（以下「本件文書Ⅲ」という。）、このトップ会議の「トータルデザインアドバイザー」3人による会議の開催年月日時、場所、議題、会議録等のわかる資料、3人が一同に集合した会議が開催されていないか、各人の具体的な意見、助言等のわかる資料（以下「本件文書Ⅳ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（「本件文書Ⅰ」は不開示、「本件文書Ⅱ～Ⅳ」は不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

第3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

「本件文書Ⅰ」の開示請求に対して、「不開示」条例第7条第5号に該当とあるが、理由として、「開示することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれ、市民の間に混乱を生じさせるため。」とのことであるが、熊本市自治基本条例の理念等を遵守せず、無視する市政執行であり、熊本市憲法違反である。

よって、「不開示」を取り消して、「開示・資料交付・会議録交付」を、迅速に執行すべきである。

会議終了後、熊本市長・県知事は、共同で記者会見を行い、内容を説明し、報道機関にも情報を流し、別室で報道記者に資料を基に説明会が開催されている。その後、新聞紙上に記載され、多くの県民市民は周知の事実であるにも拘らず、血税納税者には、「不開示」なのか？有料での資料開示請求に対して、「不開示」なのか？これは、

明らかに熊本市憲法違反である。

よって、迅速に「両開示執行」すべきである。

「本本文書Ⅱ」の開示請求に対して、「不存在」条例第11条第2項に該当とあるが、理由として、「請求された文書が存在しないため。」とのことであるが、市長の記者会見では、「武者返しの壁」はデザイン設計者側に30億円を23億円までの削減を了承してもらったと記者団に公表しながら、現在の建設積算額は29億1千万円の建設総額が公表されている。その差額は何なのか？血税納税者県民市民には、不可解な建設費総額経費である。騙しの市政理念の発露とも思えないが熊本市には、熊本市公共事業環境配慮指針が平成21年9月より施行されており、予算要求前に、公共工事による環境影響調書を作成しての施行を遵守しなければならないことになっているが、フリーパスであり、都市計画審議会も環境影響審議会も適さず、決定事項として遂行中である。この様な現象は、トップ会議決定事項には何らかの権限を付与された法的根拠がなければ、現行の法治市政に於ては不可能であり、何らかの権限があるから、「執行可能」と思われる。迅速に「存在・資料交付」を執行すべきである。へりくつを述べているのではなく、法治国家の根本に関わる問題点である。

更に、「トータルデザインアドバイザー」をわざわざ専任させて、何もしていない、何の実績もないとは、熊本市憲法理念からは、熊本市民は想像も出来ない。権威ある裏付けがあるから市民は信用しろとの「実績不存在のアドバイザー・カモフラージュ」の為の市政理念とも思われないので、「不存在」を取り消して、「存在・資料交付」を迅速に執行して戴きたい。

第4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

平成25年2月4日に行われた熊本市情報公開条例（以下、「情報公開条例」という。）に基づく熊本駅周辺整備に関するトップ会議に関する開示請求に対し、2月15日、熊本市長は開示請求の一部について開示請求拒否決定を行ったが、これに対し4月25日に請求者より異議申立が行われたので、当該決定に係る詳細な理由について説明するものである。

なお、文書等開示請求書等に異議申立人が「在来線熊本駅舎デザイン・トップ会議」と記載しているものは「熊本駅周辺整備に関するトップ会議」である。

1 本本文書Ⅰについて

条例第7条第5号に該当するため不開示。

当会議は、平成18年当時、平成23年3月に迫っていた九州新幹線の全線開業に向け、熊本県、熊本市、JR九州、地元経済界が共通認識のもと一体となって事業を円滑かつ効率的に実施し、より魅力的な都市空間の形成を図るために開催され

た。

会議では、平成18年10月から現在まで、5回にわたり駅周辺の整備に関して様々な議論がなされているところ。

この会議については、法的に設置されているものではなく、任意で設置されているため、会議に法的根拠及び意思決定の権限等はない。また、平成30年頃の駅周辺の整備に関して、実施中の事業や計画・構想段階のものなど、様々な事項について各機関のトップが自由に意見交換を行う場であるため、会議は非公開で行われ、公表できる事項については、会議後の記者会見において、市長・知事により会議内容の説明を行っている。

このように、トップ会議においては、駅周辺の整備に関して、まだ決定していない事項、実施するかどうかも確定していないアイデアレベルの事項などについて、各機関のトップが自由に意見交換を行うため、請求されている会議内容や各トップの発言等を公表することにより、率直な意見の交換若しくは中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす恐れがある。

よって「不開示」と決定したもの。

2 本件文書Ⅱについて

「本件文書Ⅰ」の理由にも記載したとおり、当会議の趣旨は、熊本駅周辺の整備を行うにあたり、各事業主体や関係機関が意見交換を行うことで、円滑な事業の推進及びより良い駅周辺の整備を図ろうとするものである。

各事業における最終決定は、各事業主体のそれぞれの手続きの中でなされるものであり、請求者が求めるトップ会議の権限等についての最終決定権者や法的根拠についての文書は「不存在」である。

3 本件文書Ⅲについて

2と同じ理由で「不存在」である。トップ会議には、法的根拠や意思決定機能は無いため、「当会議で決定した事項については都市計画審議会及び環境影響評価審査会での審議を経ずに事業の最終決定とすることが出来る。」という法的根拠は存在しない。法的手続きが必要な事業については、各事業主体の責任で必要な手続きを経て事業を実施しているところである。

4 本件文書Ⅳについて

平成24年4月1日付けで熊本市が政令指定都市へ移行したことに伴い、現在も熊本県が事業主体となっている在来線熊本駅舎整備を含む連続立体交差事業を除き、熊本駅東口駅前広場整備事業および周辺の都市計画道路事業は熊本市へ移譲されることとなった。

移譲された熊本駅東口駅前広場整備事業は、本請求に係るトータルデザインアドバイザーとの調整はすでに済んでいたことから、その部分については、熊本市に引き継ぐことなく、熊本駅東口駅前広場等の維持管理に必要となる設計図書等を引継いだため、本市への資料提供は行われていない。

よって、当該請求に係る文書は「不存在」である。

第5 審議会の判断

1 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳについて

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳは、異議申立人が「在来線熊本駅舎デザイン・トップ会議」としているのは「熊本駅周辺整備に関するトップ会議（以下、トップ会議という。）」であり、それに係わる文書等で次の事項がわかる文書である。

(1) 本件文書Ⅰ

平成18年10月開催から平成22年3月開催までのトップ会議各出席者の発言等のわかる資料

(2) 本件文書Ⅱ

「トップ会議」の決定権限事項を受けて、誰が最終的に決定権を持ち、執行の権限はどのような法的根拠等に基づいて、最終決定と見なされるのか具体的にわかる法令、熊本県・市条例等の資料

(3) 本件文書Ⅲ

この場合、熊本県市の都市計画審議会、環境影響審査会審議会への審議を経ずして最終決定とすることができる諸条例、慣習等の具体的にわかる資料

(4) 本件文書Ⅳ

このトップ会議の「トータルデザインアドバイザー」3人による会議の開催年月日時、場所、議題、会議録等のわかる資料、3人が一同に集合した会議が開催されていなければ、各人の具体的な意見、助言等のわかる資料

2 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき一部請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 個別の判断

(1) 本件文書Ⅰについて

当審議会の調査の結果、本件文書Ⅰに該当する文書は、トップ会議の第1回から第5回までの会議議事概要である。

この文書が、条例第7条第5号に該当するについて検討する。

トップ会議は、当時、新幹線開業を前に熊本駅周辺の都市基盤整備が進められており、各機関のトップが集う場において、これから進められようとする熊本駅周辺整備等に対して、関係者のみならず、県市民の関心のあるところである。

その内容については、市及び県を代表する首長が会議終了後に記者会見を開き、自らの権限の範囲において可能な内容の情報提供を行っていることが記者会見資料等からも窺え、一定の情報提供がなされていると評価することができる。

しかしながら、トップ会議は冒頭の出席者の挨拶後、報道関係者が退席して行われている。このことは、各機関の代表が自由に意見交換を行う場としての位置づけを認めることができる。

トップ会議においては、確かに、熊本駅周辺の整備に関して、まだ決定していない事項、実施するかどうかも確定していないアイデアレベルのもの等も含まれる。

これらの発言を公表することは、率直な意見の交換若しくは中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす恐れがあり、自由に意見交換を行うことを損なう可能性がある。

よって、本件文書Ⅰは条例7条5号に該当すると判断できる。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

トップ会議は、各事業主体や関係機関が意見交換を行うことで、円滑な事業の推進及びより良い駅周辺の整備を図ろうとするものである。

各事業における最終的な決定は、各事業主体のそれぞれの手続きの中でなされるものであり、請求者が求めるトップ会議の権限等についての法的根拠及び最終決定権者についての文書は存在しない。

よって、不存在が相当である。

(3) 本件文書Ⅲ・Ⅳの存否について

文書が存在しないとする実施機関の説明は前記第4のとおりであり、不存在であることに不合理性は認められない。これに対し、申立人の主張には、文書の存在をうかがわせる合理的な理由は認められない。

よって、本件文書Ⅲ・Ⅳはいずれも存在しないと認められる。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江藤	孝
会長職務代理者		高木	絹子
委	員	大江	正昭
委	員	馬場	啓
委	員	澤田	道夫

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成25年 9月25日	熊本市長から諮問を受けた。
平成25年10月25日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成25年11月12日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成26年11月19日	諮問の審議を行った。
平成26年12月10日	答申（案）の審議を行った。
平成27年 1月14日	答申（案）の審議を行った。
平成27年 2月18日	答申（案）の審議を行った。